

## H18\_III 都市公園における収益構造の構築に関する調査

### 調査項目 都市公園における収益構造の構築に関する調査

調査年次 平成 18 年度 章番号 [III]

#### 目的

都市公園の管理を巡っては、指定管理者制度の導入、管理財源の縮小、住民参加の促進など様々な環境の変化が急速に進んでおり、これに応じた管理運営体制の再編が不可欠となっている。特に、管理財源の確保については受益者負担の促進、指定管理者等民間企業による収益確保の促進等が求められており、都市公園としての収益構造をどのように構築していくかが課題となっている。このため、本調査では、今後の都市公園における収益構造の方向及び制度的な改善方策を検討するものである。

#### 概要

各都市において実施されている収益事業（占使用料、利用料等公共団体収入を含む）について調査し、収益の類型化、収益機関、法（条例）適用等の分析を行い、今後導入が期待できる収益事業を管理費軽減、指定管理者制度の改善、住民参加の促進等の観点から提案するとともに制度的な課題及び制度改善方向を明らかにした。

#### 結果

##### ■ 都市公園における収益事業の実態調査について

###### ①直営管理

管理運営主体として自治体が行い、その収益は自治体の歳入となる。

###### ②管理委託制度

管理運営主体として自治体が限定した団体等（管理受託者）に委託を行い、収益は一般的に自治体の歳入となる。利用料金制度の活用が可能である。

###### ③設置管理許可制度

設置管理許可を受けた施設による収益は、事業者（申請者）の収入となる。一方、自治体は土地の占用料あるいは施設の使用料を一般会計としての歳入とすることが原則であるが、特別会計、特定財源とする場合も見られる。

###### ④占用許可

占有料は一般にイベントや団体活動等による占用や自動販売機その他公園施設外の公共工作物等の場合が多く、多額の収益が見込めるものではない。

###### ⑤指定管理者制度

利用料金制度を行わない場合でも、自主事業として指定管理者が収益事業を行う場合もある。

一方、自治体は協定や協議により、収益が相当見込まれるような場合は、指定管理者の自主管理として通常管理以上の管理（修繕）を付加することも可能である。

###### ⑥協同出資（第三セクター）

公共団体と民間の共同出資による事業体（法律上は株式会社や財団法人などの法人）で、公共団体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするものである。

##### ■ 新たな収益事業の検討について

###### ①現行制度でも実施が期待できそうなアイデアの例示と問題点

###### ②現行制度を少し変えれば実施できそうなアイデアの例示と問題点

###### ③制度を改正しないと実施できないアイデアの例示と問題点

#### 次年度検討次項の提案

##### ①屋外広告物について

ネーミングライツや企業CSR等について、公園整備・管理運営について企業参画を期待する上で、企業メリットの表出について社名等の掲示・広告の検討の必要がある。

## 調査項目 都市公園における収益構造の構築に関する調査

調査年次 平成 18 年度 章番号 [Ⅲ]

### ②企業 C S R について

企業理解を得ていくためには、公園の植栽や維持管理活動が国の推進する CO<sub>2</sub> 排出削減の対象となっていない点や、企業への啓発活動などを討議していく必要がある。特に、都市公園を CO<sub>2</sub> 排出削減対象としていくためには、国の枠組みへの働きかけが必要であるが、そのためには都市公園が持つ樹林面積や国土森林の CO<sub>2</sub> 排出削減に占める割合や効果について、数値的な根拠も検証していく必要がある。

### ③企業ニーズについて

企業 C S R 等について、モデル的に検討を進めることから、これらの検討状況を考慮しつつ、企業意向把握の調査の実施について、その必要性、実施方法等についても検討を進めるものとする。

## 調査結果反映等

### キーワード

収益事業、管理費の軽減、都市公園、企業 C S R 、ネーミングライツ、CO<sub>2</sub> 排出削減

## 事例公園等